



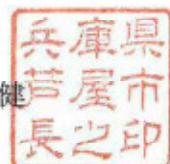
芦市環第299号

平成30年3月14日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様

芦屋市監査委員 重村 啓二郎 様

芦屋市長 山中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成30年3月13日付け芦監報第21号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、市民生活部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 人権推進課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 「日々の生活と人権を考える集い 2016」の看板作製等業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の単者随意契約を行っているが、実施決裁に業者選定理由が記載されていない。また、業者選定理由書が未作成であるため作成するよう改められたい。	(1) 「日々の生活と人権を考える集い」看板作製等業務委託契約の決裁伺い文中に業者選定理由を明記し、業者選定理由書を作成するよう改めます。

## 監査結果報告に対する措置について

### 【市民生活部 男女共同参画推進課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウイザス・プランの策定に係る意識調査等業務委託をはじめ、委託契約書を交わして行っている業務において、契約書第10条第1項に定める業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われているケースが散見された。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払を請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。	(1) 意識調査等の業務委託において、業務完了の際には、成果物の納品に業務完了報告書が添付されていることを確認した後で、完了検査を行い業務委託料を支払うように改めます。
(2) 男女共同参画週間記念事業の立て看板の作製委託について、単者随意契約を行っているが、実施決裁が作成されていない。今後は、実施決裁を作成し実施するよう改められたい。	(2) 単者随意契約を行う場合に、実施決裁が作成されているかを確認する等、事務処理の徹底を図ります。

## 監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 市民課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 芦屋市住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託をはじめ、委託契約書を交わして行っている業務において、契約書第10条第1項にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われているケースが散見された。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払を請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。	(1) 芦屋市住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託はじめ、すべての委託業務について、平成29年度より、毎月、もなく前月分の業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改めています。

監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 地域経済振興課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 六麗荘市民農園維持管理業務委託等において、芦屋市シルバー人材センターと地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約を行っているが、芦屋市契約規則第18条の2において、義務づけられている公表に必要な契約検査課への届出がなされていない。今後は、契約締結前には特定随意契約通知書を、そして契約締結後には特定随意契約結果報告書を、契約検査課へ提出するよう改められたい。</p>	<p>(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の随意契約を行う際には、契約締結前に特定随意契約通知書を、契約締結後に特定随意契約結果報告書を、契約検査課へ提出するよう改めます。</p>
<p>(2) 芦屋市消費生活相談業務に係る法律相談業務委託において、本市契約検査課が作成した契約書様式以外の契約書を使用しているが、芦屋市契約規則第23条に定める履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金の規定がないため、今後は、契約規則を確認の上、不備のない契約書を作成するか、もしくは、本市の契約書様式を使用するよう改められたい。また、本契約を含めたその他についても、暴力団排除に関する特約がないものが散見されたので、契約書を作成し、契約を締結する場合は、金額にかかわらず、暴力団排除に関する特約を締結するよう改められたい。</p>	<p>(2) 芦屋市消費生活相談業務に係る法律相談業務委託について、平成29年度より本市の契約書様式を使用するよう改めました。また、暴力団排除に関する特約について、現在は、様式として契約書の一部に組み込まれているため、今後、この様式を使用します。</p>

## 監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 保険課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 芦屋市国民健康保険医療費適正化に関する業務をはじめ、委託契約書を交わして行っている業務において、契約書第10条にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われているケースが散見された。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払いを請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。</p>	<p>(1) 一部の業務については、平成29年度より、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められています。その他の業務については、業務完了報告書提出を受けずとも、実際に即した検査・検収ができるよう、業務委託毎に契約内容の見直しを実施します。</p>
<p>(2) 兵庫県国民健康保険団体連合会に対して、国民健康保険レセプト電子データ等の作成業務を委託しているが、同業務に関連する、共同電算処理オプションシステムの医療費データ及び年金受給権者データ作成業務を依頼書のみで実施し委託料を支払っている。これらの業務についても、委託契約を締結して実施するよう改められたい。</p>	<p>(2) 共同電算処理オプションシステムの医療費データ及び年金受給権者データ作成業務については、内容を精査したところ業務委託ではなく手数料として支出することが適切であることが分かったため、平成30年度以降は手数料として支出します。</p>

## 監査結果報告に対する措置について

### 【市民生活部 上宮川文化センター】

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 芦屋市立上宮川文化センター受付業務 委託をはじめ、委託契約書を交わして行っている業務において、契約書第 10 条にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われているケースが散見された。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払いを請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。また、業者選定理由が記されていないものも散見されたので、明記するよう改められたい。	(1) 芦屋市立上宮川文化センター受付業務委託をはじめ、すべての委託業務について、「業務完了報告書」を「業務完了の報告」に改め、実情に即した検査・検収ができるよう見直しを実施します。
(2) 植木剪定業務は、芦屋市シルバーパートナーと委託契約しており、これは高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定する契約であることから、今後は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号契約として、特定随意契約通知書等関係書類を契約検査課に提出するよう改められたい。	(2) 平成 29 年度から、特定随意契約通知書等関係書類を契約検査課に提出しています。

## 監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 環境課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 平成28年度畜犬登録管理システム保守点検業務委託において、本市契約検査課が作成した契約書様式以外の契約書を使用しているが、芦屋市契約規則第23条に定める契約保証金等の条項がない。今後は、契約規則を確認の上、不備のない契約書を作成するか、もしくは、本市の契約書様式を使用するよう改められたい。</p> <p>また、業者選定理由書、仕様書及び見積通書が未作成であるので、今後は作成するよう改められたい、なお、契約書では業務委託料を毎月払いすることとしているが、実際には3か月毎に委託料を支払っていることから、今後は支払実務と契約書との整合を図るよう改められたい。</p>	<p>(1) 畜犬登録管理システム保守点検業務委託は、契約金額が50万円以下のため、契約書については省略します。ただし、仕様書を作成し、支払方法等を明示いたします。</p> <p>また、今後の業務委託契約においては、本市の契約書を使用するよう改めるとともに、業務選定理由書、仕様書及び見積通書の作成を行うとともに、支払実務と契約書等の整合を図ります。</p>
<p>(2) 契約額が主に50万円未満の業務委託契約において、暴力団排除に関する特約がないものが数件あったが、契約書を作成し、契約を締結する場合は、金額にかかわらず、暴力団排除に関する特約を締結するよう改められたい。</p>	<p>(2) 暴力団排除に関する特約について、現在は、様式として契約書の一部に組み込まれているため、今後、この様式を使用します。</p>

## 監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 収集事業課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 奥池地区一般廃棄物収集運搬業務委託をはじめ、委託契約書を交わして行っている業務において、契約書第10条にある業務完了報告書の提出を受けずに業務委託料が支払われているケースが散見された。契約書では、委託者は業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、この検査に合格したときに受託者は委託者に対して支払いを請求するとあることから、今後は、業務完了報告書の提出を受けた後に完了検査を行い、業務委託料を支払うよう改められたい。</p>	<p>(1) 平成30年度より、契約書に基づき、毎月、業務完了報告書として月次業務完了報告書を提出させるよう改めます。</p>

## 監査結果報告に対する措置について

【市民生活部 環境施設課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 平成 28 年度芦屋市環境処理センター運営協議会報告書等作成業務委託について、業務委託に係る契約根拠が明記された書類、仕様書及び業者選定理由書が未作成であったので改められたい。	(1) 報告書等作成業務委託について、契約根拠が明記された書類、仕様書及び業者選定理由書を作成し、会議開催の決裁に付記するよう改めます。
(2) 芦屋市環境処理センター舗装補修工事について、契約書を締結する場合に必要な、暴力団排除に関する特約がないため、今後は暴力団排除に関する特約を締結するよう改められたい。	(2) 暴力団排除に関する特約について、現在は、様式として契約書の一部に組み込まれているため、今後、この様式を使用します。